

我が国、諸外国における職務発明
に関する調査研究報告書

平成25年3月

(x iv) シンガポール（特許法第49、50条）

- 次の場合、従業者の行った発明は使用者に帰属するとされている。なお、一般的には、雇用契約に知財に関する権利を会社に譲渡する旨を定めた条項が盛り込まれている。
- ①発明が従業者の通常の職務の過程又は通常の職務外であるが特別に割り当てられた職務の過程で行われ、かつ、いずれの場合も同人の職務遂行の結果として発明が期待されて当然であった場合。
- ②発明が従業者の職務の過程で行われ、かつ、当該発明が行われた時点で、当該従業者の職務の性質、及びその性質から生じる特定の責任により、同人に使用者の事業の利益を促進する特別の義務があった場合。
- 従業者が発明を行った時点で次の条件のいずれかが満たされていない限り、上記の条項は当該発明に適用されない。
- ①当該従業者が主としてシンガポールで雇用されていたこと。
- ②当該従業者の主な雇用地がなかったか、又は当該従業者の雇用地が特定できなかったがその使用者の営業所はシンガポールにあり当該従業者がそこに所属していた（他所にも所属していたか否かを問わない）こと。
- 職務発明に関する如何なる条項も、発明についての権利に関する合意又は契約の効力を排除するものと解釈してはならないとされている。

(x v) ベトナム（知的財産法第86条、135条）

- 当事者による別段の合意がない限り、資金及び物的施設を職務割り当て又は雇用の形態で従業者に対し提供した使用者は、特許を受ける権利を有する。
- 使用者は、当事者による別段の合意がない限り、発明者に対して報酬を支払う義務を有する。使用者が発明者に対して支払を要する報酬の最低料率は、使用者が発明の使用から得た収入の10%、若しくは、発明のライセンス付与による各支払時に使用者が受領した金銭合計額の15%と規定されている。また、発明者に対して報酬を支払う義務は、当該発明の保護の全期間にわたり継続する。
- 複数の従業者により発明が完成された場合、上記の報酬料率は全発明者に一括して適用される。支払われた報酬の配分については、発明者自身が決定しなければならない。

(x vi) フィリピン（知的財産法第30条）

- 通常、使用者及び従業者の知的財産権は、当事者間の契約条項の下で管理される。このような契約がない場合に限り、知的財産法が参照される。